

### 第3号議案

#### 関西支部会則の改定

第19条では、支部長、副支部長などは支部会員の選挙で選出され学会社員総会で承認されると定めているが、「など」の2文字を削除する。

新	現
(選任方法) 第19条 支部長、副支部長は、支部会員の中から支部役員会の推薦あるいは支部会員本人の立候補に基づき、支部会員の選挙で選出され、学会社員総会で承認された者が選任される。	(選任方法) 第19条 支部長、副支部長などは、支部会員の中から支部役員会の推薦あるいは支部会員本人の立候補に基づき、支部会員の選挙で選出され、学会社員総会で承認された者が選任される。

#### (補足説明)

本学会が法人化された際に、上記のように「など」がついた関西支部会則が定められた。これは関西支部のほかは北信越支部のみであり、その他の支部では「など」はついていなかったため、法人化時の支部間の調整が不十分であったと言える。その後、学会理事会において、選挙で選出するのは支部長と副支部長にすることが合意され、2015年2月には、各支部の支部長と副支部長が各支部会員による選挙により選出された。さらに、2017年2月も同様に選挙を実施したが、支部会則は改定されずにそのままであったため、今回改定するものである。なお、2017年6月の理事会において、関西支部および北信越支部の支部会則の改定の審議を予定している。